

# CI&E高等教育顧問イールズ関連資料メモ

——名古屋大学との関連を中心に——

山口 拓史

## はじめに

周知のように、戦後日本の高等教育史における Walter C. Felles (以下、イールズという) の位置づけは非常に明確である。一九四九年七月十九日、新潟大学開校式において彼が行った講演(いわゆる「イールズ声明」)が全国の大学人に多大な波紋を投げかけたことはあまりにも有名である。<sup>1)</sup>

この「イールズ声明」後、イールズは国内各地の大学を訪問して同趣旨の講演を繰り返している。名古屋大学もその例外ではなく、五〇年二月十六、十七日にイールズおよびタイパー (Donald M. Typer) が来学した。当時の様子は、『名古屋大学五十年史 通史二』(三三九、三五五頁、以下、『通史』という) および『稿本 名古屋大学五十年史 七』(二六一、一七七頁、以下、『稿本』という) において詳細な言及がなされている。しかしそれは

主として学内記録等に基づいて記述されたものであり、イールズらの名古屋大学での活動を正確に伝えるものではあっても、主に資料的制約から来学に関する周辺事情にまで言及したものであるとはいえない。そこで本稿では、イールズ文書を利用することによって、イールズらの名古屋大学来訪の周辺事情の一端を明らかにすることを試みることにしたい。<sup>(2)</sup>

## 一 イールズ講演旅行の概要

鈴木論文によると、新潟大学開校式での講演以降、イールズは一九四九年十一月から翌五〇年五月にかけて全国三〇地区（二七国立大学）での会議に出席している。<sup>(3)</sup>これは、イールズ文書に含まれる全九五四頁の資料である“Communism in Education in Japan—from January 1949 to August 1950”（以下、CHEYMAN）中の“Summary of University Conferences (Ellis, Typer, Neufold — November 1949 to May 1950)”に基づく数字である。このsummaryによると、大学会議の開催地区内訳は、四九年十一月が徳島（七～八日）、岡山（十～十一日）、広島（十四～十五日）、山口（十七～十八日）、京都（二十八～二十九日）の五地区、同年十二月が大阪（一～二日）、和歌山（五～六日）、神戸（七～八日）、金沢（十九～二十日）、福井（二十一～二十二日）の五地区、五〇年二月が静岡（十四～十五日）、名古屋（十六～十七日）、島根（二十一～二十二日）、鳥取（二十二～二十三日）、横浜（二十七～二十八日）の五地区、同年三月が千葉（二～三日）、山梨（十三～十四日）、茨城（十六～十七日）、福島（二十一～二十二日）、宇都宮（二十三～二十四日）の五地区、同年四月が九州（十～十一日）、長崎（十三～十四日）、鹿児島（十七～十八日）、熊本（二十～二十一日）の四地区、同年五月が東北（二～三日）、山形（四～五日）、秋田（十～十一

日)、弘前(十二、十三日)、北海道(十五、十六日)、岩手(十八、十九日)の六地区となっている。

ただし、CEJには上記すべての地区に関する文書が含まれていない。これらのうち、実際にCEJに含まれているのは、新潟、法政、徳島、岡山、日本、京都、大阪、和歌山、神戸、金沢、福井、静岡、横浜、山梨、宇都宮、九州、東北、山形、秋田、弘前、岩手、北海道の各地区である。<sup>(4)</sup>したがって、CEJからは名古屋大学におけるイールズおよびタイパーの動向を直接的に知ることはできない。しかしながら、CEJに含まれるその他の資料ならびに学内に残された資料を比較検討することでイールズらの名古屋大学来学に関する周辺事情を明らかにすることが可能になると考えられる。

## 二 講演旅行の企画立案書

CEJのなかには一連の講演旅行の企画書が残されている。<sup>(5)</sup> 同企画書は、CI&Eの教育課長あてに一九四九年九月二日付で作成されており、起案者はイールズおよびタイパー、件名は“Program for Activities in Universities”とされている。

一連の講演旅行の目的について、同企画書は、*「日本の民主化達成が共産主義の台頭によって脅かされている」とし、<sup>(6)</sup> へ現在、日本の将来を担う者たちが大学で学んでいるが、その大学における共産主義の影響はますます顕著になりつつあるので、共産主義を排除するための徹底的な努力が大学に対して集中的に向けられるべきである」としたうえで、<sup>(7)</sup> へいまだ草創期にある新制大学では、共産主義の影響を排除するという特別の目的だけにとどまらず、大学運営・施設設備・教員と学生の関係・カリキュラム・学生自治会・教授方法などに関する具体的な手助けが必要と*

されているとして、へ一大学あたり二日間の日程で全三四週六六大学の講演旅行を提案している。そして最終的に同企画書では、次のような八項目の勧告を要請している。

- a イールズおよびタイパトができる限り多くの大学を訪問できるように二日間の講演旅行プランを五〇年一月までに承認すること。
- b 五〇年の実施を見込んで、四九年十二月までにプランの検討ならびに確定を行っておくこと。
- c 文部省に対して、C I & E 代表者名で本プランの実施を伝えるとともにその日程調整の責任を負わせること。
- d 新潟大学における講演内容が G H Q / S C A P の政策であることを公式に認めること。
- e 新潟大学での講演内容が G H Q / S C A P 全体の政策であることを文部省がすべての大学に通知するとともに、各大学が本プランの実施を希望する際には文部省の支援を受けることができるとの通知を文部省が出すこと。
- f 学生組織や教授原則など関する配布印刷物を C I & E が公式に作成すること。
- g 適切な通訳者の同伴を認めること。
- h 本プランの詳細を第八軍下の民事部にも十分に通知し、都道府県軍政チームのメンバーが十分に協働できるようにすること。

イールズおよびタイパーが提出した企画書は C I & E 教育課長を経て C I & E 局長へ送付され、その回答が同年九月七日付で C I & E 教育課長あてに出されている<sup>6)</sup>。その内容は、企画書で勧告要請のあった八項目のうち d およ

びeの二項目を除くすべてを要請通り承認するものであった。要請通りに承認されなかったd項目については、へ同プランがGHQ/SCAP全体の政策であることを承認することはできないが、必要であればCI&E局長レベルでの承認を与えることが可能である」というコメントが付されていた。またe項目については、へ政策立案は文部省みずからの手で行われるべきで、我々はそうした政策を吟味したうえで「異論なし」との判断を下すのであって、本プラン実施に関してもそれは同じである」とのコメントが付されていた。

一般にGHQ/SCAPによる反共政策は、四六年五月頃から表面化し、翌四七年の「二・一ゼネスト」中止命令や四九年のドッジ・ライン強行実施を経て、五〇年の朝鮮戦争以後にはそのピークに達したとされている。<sup>(7)</sup>その文脈からみると、上記の文書はまさにGHQ/SCAP全体の反共政策がピークを迎えつつあった時点でのCI&Eの内部における反共政策動向の一端を示していると考えられる。今後さらに十分な検討が必要ではあるが、四九年九月の時点でイールズらによる強硬な反共政策の遂行を全面的に是認していない点、とりわけ反共政策がGHQ/SCAP全体の政策であることを否定している点、さらには文部省自身による政策立案を前面に打ち出そうとしている点は留意しておく必要がある。

### 三 イールズ来学に関する学内諸記録

既述のように、レッド・ページならびにイールズ事件に関しては、名古屋大学との関連を視野に入れながら、『通史』および『稿本』において詳細に言及されている。特に前者では、当時の全国的な動向を概説するなかで名古屋大学におけるイールズおよびタイパーの講演会や懇談会の日程・概要を中心とする一連の動向が記されている。

その『通史』の記述の際に基礎的資料とされたものは本学の協議会あるいは部局長会の記録等である。具体的には、一九五〇年一月十日ならびに同年三月二日開催の協議会、五〇年一月十六日、同月二十五日、同年二月二日、同月十一日開催の学部長会の記録または配付資料となっている。特に、三月二日の協議会ではイールズおよびタイパーの講演記録が資料として配付されており、現在これについては以下の六資料の存在が確認されている。<sup>(8)</sup>

#### イールズ関連資料

- ① 「学問の自由と共産主義」 (手書き謄写版、全一七頁)
  - ② 無題 (手書き謄写版、全五頁)
  - ③ 「大学における教授の改善案」 (タイプ謄写版、全三頁)
  - ④ 「大学の授業における講義制」 (タイプ謄写版、全四頁)
  - ⑤ 「パーデュー大学教官考査表」 (手書き謄写版、全二頁)
- タイパー関連資料
- ⑥ 「日本に於ける学生自治」 (タイプ謄写版、全一四頁)

ところで、上述の五〇年一月十日の協議会では「C・I・Eイールズ、タイパー両氏来学について」と題して、イールズらが二月十五日に名古屋入りした後、十六、十七日に来学して教官・学生と懇談することについて文部省大学学術局長から通牒があったこと、ならびにその日程について報告がなされている。

そしてこれ以後、一月十六日をはじめとして同月二十五日、二月二日、同月十一日の学部長会でイールズらの来

学に備えた準備ならびに情報交換が行われたのであった。<sup>(9)</sup>

#### 四 来学に関する事前照会資料

先の協議会での報告内容だけを見ると、イールズらの来学が予期せぬものであったようにみえるが、イールズらの来学に関しては遅くとも一九四九年秋の時点で事前照会があったものと考えられる。それを裏づけるものがC E Jに含まれた大学学術局長名による照会文書案とその英訳文である。同文書案は「昭和二十四年 月 日」とのみ記されているため正確な日付を確定することはできない。しかし同文書には「両氏の講演会及び懇談会をもちたいと要望する大学に（十一月頃）（十二月頃）（一月から三月の間頃）赴くことができるようになりましたから……ご希望の向きは、日時、場所等御一報下さるようお願いあげます」との文言がある。

ところで、この文書案と英訳文を比較すると二つの興味深いことが明らかになる。第一は、講演および懇談会の内容について文書案と英訳文とで相違が認められることである。つまり、文書案で記されている内容は「大学の自由及び管理組織について」と「大学のカリキュラムの内容及び教授方法について」の二点であるが、それが英訳文では「大学における学問の自由と大学の管理組織」、「大学のカリキュラムと教授方法」および「大学における政治的活動と共産主義の影響」の三点になっている。第二は、文書案には「備考」が付されており、そこでは「京都、大阪、滋賀、兵庫、和歌山在在学（十一月二十八日より十二月十日の間）」「金沢、福井（十二月十七日より二十三日）」「九州地方（一月十六日―二十七日）」と記されている。この二点については、先に紹介した五〇年一月十日の協議会報告事項（「C・I・Eイールズ、タイパー両氏来学について」）ならびにイールズらが作成した企画書との

関連においてその意味合いが明確になると思われるが、それについては後述する。

## 五 文部省通牒・日程案の詳細

協議会で報告された通牒および日程（英文）の原文は、『文部省往復綴 昭和二十五年』というファイルに綴じ込まれている。同通牒は一九五〇年一月五日付のもので、文面には「両氏が両氏の講演会及び懇談会をもちたいと要望する大学に（一月から三月の間頃）赴くことができることになりましたから別紙御了承の上よろしく願いたいと要す」との記述がある。別紙は、A4版用紙三枚に日程等が英文でタイプ打ちされている。同別紙一枚目には「TRIP Shizuoka to Tottori 13-25 February 1950 by W. C. Bells, GS-14, D. M. Typer, Gs-14, M. Sugita, Japanese National, Interpreter, Y. Maeda, Japanese National, Interpreter」との表題が付されており、東京―静岡―名古屋―大阪―松江―鳥取―大阪―東京の移動スケジュールが記されている。別紙の残り二枚には次のような二日間の日程が記されている。

### 第一日午前

全教授・指導者・学生の総会

イールズ博士による講演―「学問の自由」六〇分

タイパー氏による講演―「大学における学生団体の役割」六〇分



第一日午後

(1) 大学行政に関するイールズ博士との懇談

出席者…学長、学部長、有志教授

時間…二～三時間

テーマ…大学再編に伴う行政問題

- (a) 学問の自由―午前の講演に対する質問
- (b) アメリカの学生
- (c) 教員組織
- (d) カリキュラム編成―一般教育
- (e) 図書館の統一、設備、利用
- (f) 外国人教授の安全保障
- (g) 派閥教員人事

(2) 学生自治活動に関するタイパー氏との懇談

出席者…すべての学生団体・学生自治会役員とそれらの指導担当教員

時間…二～三時間

テーマ…学校自治

- (a) 学生が直面している問題
- (b) 学生および教員の責任範囲

(c) 指導担当者のための学校自治改善における諸原則

第二日午前

(1) 大学での授業に関するイールズ博士との懇談

出席者…学長、学部長、出席可能な全教授・助教授・講師

時間…二～三時間

テーマ…a 単位の定義

b 学生への宿題

(2) 学生自治活動に関するタイパー氏との懇談

出席者…第一日目懇談会と同じ

時間…二～三時間

テーマ…代議制学校自治の組織編成と機能（選挙、議会の機能、委員会、予算）

第二日午後

(1) 大学での授業に関するイールズ博士との懇談

出席者…午前と同じ

テーマ…a 講義制の改善

b 教授考査表

(2) タイパー氏との懇談

出席者…第一日目懇談会と同じ

時間…二時間

テーマ…懇談会で合意された諸原則の障害物

(3) 最終懇談会、懇談会の総括、イールズ博士およびタイパー氏

出席者…全二日間の懇談会に出席した学生・教員

時間…一時間

テーマ…結論、勧告ならびに今後の展望

以上が五〇年一月五日付文部省通牒に付された別紙（日程）の内容である。すでに『通史』において概ね明らかにされているが、この別紙内容によって前掲①～⑥の資料がどの懇談会に相当するものであるのかをより正確に判断することができる。すなわち、①第一日午前イールズ講演、⑥第一日午前タイパー講演、③第二日午前イールズ懇談テーマa、④第二日午後イールズ懇談テーマa、⑤第二日午後イールズ懇談テーマb、②第二日午後最終懇談会イールズ挨拶である。したがって、少なくとも③④⑤はイールズによって事前に準備された懇談会当日用の配布資料であると考えられる。

## 六 イールズ関連諸資料の比較考察

これまで取り上げた三資料すなわちイールズらによる企画書、大学学術局長名照会文書案と同英訳、さらに大学学術局長名通牒と日程案の三資料の内容を総合すると、以下に述べる点を指摘することが可能である。

第一は、イールズらによる大学講演旅行の目的に関してである。イールズ声明に関する多くの先行研究がすでに指摘しているように、その主たる目的が大学における共産主義的色彩の排除にあったことはほぼ明らかである。しかしながら、少なくとも一九四九年九月の時点でC I & Eは、大学への反共政策の実施をG H Q / S C A Pの公式的施策として公表することに慎重であり、イールズらによる直截的要請を抑制していると考えられる。それは、本稿二で触れた企画立案書およびそれに対するC I & E局長からの回答書において、講演旅行の企画推進自体はむしろ積極的に認められている一方で、文部省を通じての上意下達的なプランの実施に対しては難色を示している様子などからも理解できるであろう。

第二は、C I & Eレベルと文部省レベルにおいて本講演旅行に関する情報に質的差異が認められる点である。本稿四で指摘したように、事前照会文書はC I & Eへの提出用のものと各大学への通知用のものとは、単なる翻訳作業上の表現の違いを越えた相違が認められた。後者の「講演及び懇談会内容」において「大学における政治的活動と共産主義の影響」という項目が欠落していることについては、注意深く検討する必要がある。<sup>10)</sup>

第三は、名古屋大学におけるイールズらの活動内容に関してである。本稿五で触れたイールズらの名古屋大学での二日間の日程をみると、彼らの行動が単純に「イールズ声明」の繰り返しのみで終始したとは言いきれないものがあると思われる。特に、日程第一日午後ならびに第二日午前および午後に関わられたイールズとの懇談会では、前述の学内資料③④⑤に示されるように、大学におけるカリキュラム編成や教授方法、さらには教員評価の問題に関しても言及されたものと考えられる。この点については、企画立案書のなかのへいまだ草創期にある新制大学では、共産主義の影響を排除するという特別の目的だけにとどまらず、大学運営・施設設備・教員と学生の関係・カリキュラム・学生自治会・教授方法などに関する具体的な手助けが必要とされているとの文言に示されたイールズらの

新制大学設置ならびにその育成に対する真姿を析出することの重要性が示唆されているものと考えることが可能であろう。

第四は、名古屋大学におけるタイパーの講演内容についてである。本稿で直接言及することができなかったが、CEJのなかには一連の大学講演旅行におけるタイパーの講演内容と考えられる資料が残されている。<sup>(11)</sup>同資料は“Proposed Address STUDENT GOVERNMENT IN JAPAN Address by D. M. Typer, CIE, GHQ, SCAP English Academy-Tokyo University Tuesday, November 1, 1949”と題されており、それが東京大学で行われた講演であることが示されている。しかも同資料の構成・内容をみると、それが本稿二で述べた学内資料⑥とほぼ同一であることがわかる。したがって、資料⑥については日程第一日午前のイールズ講演の内容を直接に翻訳したのではなく、事前に文章化されていた同資料をあらかじめ翻訳したものである可能性も否定できないと考えられる。

## おわりに

本稿では、CI&E高等教育顧問イールズらによる名古屋大学来学の周辺事情についての考察を試みたが、最後に今後の課題について述べておきたい。

冒頭でも述べたように、戦後日本の高等教育史においては「イールズ＝強固な反共政策推進者」という図式が定着している。確かにイールズに対するそうした評価は是認されるべきものであるかもしれない。しかしその一方で、イールズはジュニア・カレッジ（短期大学）問題についてCI&E内部などで積極的な発言を行っており、それは必ずしも「イールズ声明」の文脈に位置づけられない性質のものである。<sup>(12)</sup>そうした点から判断すると、占領下の高

等教育施策におけるイールズの位置づけについては、まだ検討すべき点が残されていると考えられる。これは、本稿では取り扱えなかったイールズ文書の詳細についても今後分析を行っていくことの必要性を示しているものといえる。

また、資料収集の観点からは、一九五〇年一月二十五日の学部長会で配付されたとされている二つの資料（「イールズ博士新潟演説の敷衍」「学生自治会に関するタイプ氏の意見」）の内容について現時点では未確認であるため、その所在確認を行うことが課題として存在する。さらに本稿でも触れたイールズらの来学についての事前照会に対する本学の回答文書などの存在についても学内資料調査が望まれる。

## 注

(1) イールズ事件ならびにレッド・ページに関する先行研究は多数存在するため、ここでそれらを掲出することは割愛する。なお、本稿のテーマに直接的に関連するものとして鈴木英一「日本占領と高等教育改革―占領政策の動向を中心に―」（『名古屋大学史紀要』第四号、三二―三四頁所収 以下、鈴木論文という）があるので参照されたい。

(2) イールズ文書は、米国ワシントン州のホイットマン大学が所蔵する資料である。本稿で利用したものは、佐藤秀夫を研究代表者とする文部省科学研究費海外学術研究「占領期日本教育に関する在米史料の調査研究」（一九八五―八七年度）の成果として収集されたものである。イールズ文書の詳細については、同研究報告書『海外学術研究報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』（九七―一〇七頁、一九八八年、国立教育研究所）を参照されたい。

(3) 前掲鈴木論文三三、四七頁

(4) 表記の順序は、一九五四年にイールズ自身が行った資料整理の際に付されたインデックス順による。

(5) 前掲CEJ三六〇―三六三頁

(6) 前掲CEJ三六七～三六八頁

(7) 竹前栄治『占領戦後史』二〇〇～二〇二頁、一九九二年、岩波書店

(8) 資料はすべて和文である。『通史』(三四五～三四七頁)で紹介されている講演要旨は、主としてこの資料①および⑥に依拠している。

(9) 各学部長会では次のような点について話し合われている。

一月十六日 他大学での前例を調査すること、イールズ声明に対する名古屋大学の態度を決めておくこと、かねてより懸案になっていた学内ビラ・ポスター掲出について結論を急ぐこと。

一月二十五日 京都大学の事例報告ならびに関連資料(「イールズ博士新潟演説の敷衍」「学生自治会に関するタイパー氏の意見」)の配付。

二月二日 当日の会場・開会時刻・出席者等の決定。

二月十一日 当日に関するイールズとの事前打ち合わせ結果の報告その他。

(10) この内容が欠落させられている理由については、「イールズ声明」直後の状況下にあつて各大学における混乱を避けようとしたためであることが容易に想像できる。しかしここでさらに留意しておきたいことは、占領下高等教育行政という領域での行政裁量論の問題としても検討の余地が残されているという点である。ただし、これについては今後の課題としたい。

(11) 前掲CEJ三七四～三八五頁

(12) 前掲鈴木論文二五～二六頁

(やまぐち・たくじ) 名古屋大学史資料室